

恵庭市建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）試行要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、恵庭市が執行する建設工事に係る事後審査型条件付一般競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者と決定する入札方式（以下「総合評価落札方式」という。）を試行するため、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 総合評価落札方式により入札を行う工事（以下「対象工事」という。）は、技術的な工夫の余地が小さい工事において、入札参加者の施工能力、技術者の能力、地域貢献等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事であって、恵庭市競争入札参加資格者指名選考委員会規程（平成7年訓令第4号）に規定する工事入札指名選考委員会が必要と認める工事とする。

（基準の決定）

第3条 当該対象工事に係る総合評価落札方式により落札者を決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）の決定は、政令第167条の10の2第4項の規定によりあらかじめ学識経験者の意見を聴き、恵庭市総合評価審査委員会設置要綱（平成29年4月1日実施。以下「審査委員会設置要綱」という。）に規定する恵庭市総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審議を経て市長が行うものとする。

（公告）

第4条 総合評価落札方式により入札を行うときは、恵庭市契約事務規則（平成9年規則第10号）及び恵庭市事後審査型条件付一般競争入札実施要綱（平成19年10月1日実施。以下「事後審査型要綱」という。）に規定する公告事項のほか、次に掲げる事項を入札公告により周知するものとする。

- (1) 総合評価落札方式の採用に関すること。
- (2) 施工能力等を判定するための書類（以下「技術資料」という。）の提出に関すること。

- (3) 落札者決定基準に関すること。
- (4) 総合評価に関する審査結果の公表に関すること。
- (5) 価格以外の評価（以下「技術評価」という。）の点数（以下「技術評価点」という。）についての疑義照会に関すること。
- (6) その他必要と認めること。

（入札の参加申請）

第5条 総合評価落札方式による入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、技術資料のほか、次の各号に掲げる区分ごとに、入札参加に必要な申請書類を当該各号に掲げる様式により市長に提出しなければならない。

(1) 単体用

- ア 入札参加資格確認申請書（単体用）（様式第1号）
- イ 同種・類似工事施工実績書（単体用）（様式第2号）
- ウ 過去5年間の恵庭市発注の同種・類似工事の工事成績評定の平均点調書（様式第3号）
- エ 保守・維持管理業務の実績調書（様式第4号）
- オ ボランティア活動の実績調書（様式第5号）
- カ 事後審査型要綱第6条第3項第3号に規定する配置予定技術者等経歴書
- キ その他入札参加資格を確認するために公告において市長が提出を求める書類

(2) 特定共同企業体用

- ア 入札参加資格確認申請書（特定共同企業体用）（様式第6号）
- イ 同種・類似工事施工実績書（特定共同企業体用）（様式第7号）
- ウ 前号ウからカまでに掲げる書類
- エ 事後審査型要綱第6条第3項第4号に規定する協定書
- オ 事後審査型要綱第6条第3項第5号に規定する委任状
- カ その他入札参加資格を確認するために公告において市長が提出を求める書類

（技術資料の評価）

第6条 技術評価点の決定は、審査委員会の審議を経て市長が行うものとする。

- 2 市長は、提出のあった技術資料について、申請者に対して説明を求めることができる。

(落札者の決定)

第7条 落札者の決定は、落札者決定基準（別記1）によるものとする。

2 前項の規定により落札者を決定する場合において、政令第167条の10の2第5項の規定により、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

3 落札者の決定を行った場合は、当該落札者にその決定について通知するものとする。

(悪質な行為に対する措置)

第8条 入札参加に必要な申請書類に関して、提出した資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、恵庭市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成21年1月15日実施）による必要な措置を講ずるものとする。

(秘密の保持)

第9条 総合評価に関する審査結果を除き、この要綱の規定により申請者から提出された資料等は、公表しないものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、財務室長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

別記 1

落札者決定基準

総合評価の方法

総合評価落札方式による入札においては、入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、次の方法によって求められた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

(1) 総合評価点の算出方法は、次の算式により求めるものとする。

$$\text{総合評価点} = (\text{標準点} + \text{技術評価点}) / \text{入札価格} \times 1,000,000$$

(小数点第5位以下切捨て)

(2) 標準点は、100点とする。

(3) 技術評価点は、特別簡易型総合評価落札方式評価基準（別記2）に示す各評価項目の評価点を合計して算出する。

(4) 入札価格は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。

(5) 特定共同企業体での申請における各評価項目の申請者の得点は、構成員ごとに評価項目の得点を算出した後、出資割合を乗じて得た得点の合計（小数第5位以下切捨て）とする。

(6) 総合評価点の最も高い者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。

(7) 複数の技術者を配置予定者とし、関連する技術評価点が技術者ごとに異なる場合は、最も低い技術評価点となる技術者の点数をもって評価を行うものとする。

別記 2

特別簡易型総合評価落札方式評価基準

1 趣旨

この評価基準は、別記 1 に規定する技術評価点について適正な算定を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

2 技術評価点の設定

標準点を 100 点、価格以外の評価点を 13 点満点とする。

3 価格以外の評価項目

評価項目は①～③の項目とする。

① 企業の施工能力

- ・工事成績評点（当該工事資格における過去 5 年間の平均点）

② 配置予定技術者の能力（技術者の保有する資格及び施工経験の有無）

③ 地域貢献（地域内における本店、支店等の所在地、市の施設の保守・維持管理業務の実績及び恵庭市内でのボランティア活動の実績）

4 評価基準及び配点

評価基準及び配点については以下の区分を基本とし、工事の内容等に応じ変更できるものとする。

評価項目		評価基準	評価点	配点
企業の 施工能 力	過去 5 年間の恵庭	80 点以上	4	4
	市発注の同種・類 似工事の工事成績	70 点以上 80 点未満	2	
	評定点の平均点	70 点未満	0	
配置予 定技術 者の能 績	過去 5 年間の同 種・類似工事の実 績	恵庭市又は恵庭市以外の官公庁の 工事に従事した実績があるもの	2	2
		上記以外	0	

力	主任（監理）技術者又は現場代理人の資格	求める資格を有するもの（別表）	2	2
		上記以外	0	
地域 貢献	本・支店の所在地	恵庭市内に本店があるもの	2	2
		恵庭市内に支店、営業所等があるもの	1	
		上記以外	0	
	本市の施設の保守・維持管理業務の実績	過去2年以上の実績があるもの	2	2
		過去2年以上の実績がないもの	0	
	恵庭市内でのボランティア活動の実績	恵庭市内でのボランティア活動の実績があるもの	1	1
		恵庭市内でのボランティア活動の実績がないもの	0	
計				13

(1) 企業の施工能力

過去5年間の恵庭市発注の同種・類似工事の工事成績評定点の平均点とする。

- ①平均点が80点以上 4点
- ②平均点が70点以上80点未満 2点
- ③平均点が70点未満 0点
- ④施工成績評定のない場合 0点

(2) 配置予定技術者の能力

ア 別表に規定する工事種別に応じた求める資格の有無により評価する。

- ①求める資格を有するもの 2点
- ②上記以外のもの 0点

イ 過去5年間の技術者の同種・類似工事に従事した実績により評価する。

- ① 恵庭市及び恵庭市以外の官公庁の工事に従事した実績があるもの 2点

②上記以外のもの

0点

(3) 地域貢献

ア 応札者の本店の所在地により評価する。

- ① 恵庭市内に本店があるもの 2点
- ② 恵庭市内に支店、営業所等があるもの 1点
- ③ 上記以外のもの 0点

イ 市の施設の保守・維持管理業務の実績を評価する。

- ① 過去2年以上の実績があるもの 2点
- ② 過去2年以上の実績がないもの 0点

ウ 恵庭市内でのボランティア活動の実績を評価する。

- ① 恵庭市内でのボランティア活動の実績があるもの 1点
- ② 恵庭市内でのボランティア活動の実績がないもの 0点

(4) 共同企業体の評価方法

技術者資格及び地域精通度は、構成員の評価値の最高点を採用する。

別表

工事種別	求める資格の区分
建築工事	1級建築施工管理技士又は1級建築士
土木工事	1級土木（建設機械）施工管理技士又は技術士
電気設備工事	1級電気工事施工管理技士又は技術士
管工事	1級管工事施工管理技士又は技術士
水道施設工事	1級土木施工管理技士又は技術士
造園工事	1級造園施工管理技士又は技術士
塗装工事	1級建築（土木）施工管理技士
屋根工事	1級建築施工管理技士又は1級建築士
舗装工事	1級土木（建設機械及び舗装）施工管理技士又は技術士